

会 則

一般社団法人 日本生活文化推進協議会

平成25年2月

一般社団法人 日本生活文化推進協議会に入会していただいた会員の皆様と、一般社団法人 日本生活文化推進協議会事務局は（以下、事務局という。）、以下の会則を遵守し、健全なる会の運営をめざします。以下の会則は、ご入会が完了した時点で、承諾を得ているものとさせていただきます。尚、会則は予告無しに変更することがありますのでご了承ください。これに関して、会員の皆様の承諾を得ているものとさせていただきます。

（名称）

第1条 当法人は、「一般社団法人 日本生活文化推進協議会」（以下「本会」）と称する。

（事務局）

第2条 本会は、事務局を次の場所に置く。

〒530-0001 大阪市北区梅田2丁目5番25号

（目的）

第3条 本会は、日本の生活文化向上を目指し、新しい経済産業の土壌づくりを推進すること、さらにはその活動が健全で豊かな社会づくりに寄与することを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 日本生活文化フォーラムの開催
2. 啓発セミナー、イベントの主催・運営・実施
3. 日本の生活文化向上のためのベスト・プロデュース賞の主催・運営・実施
4. 「新時代の父親」の在り方を啓発し、父の日を通じた社会貢献を目的とする、地域や分野に密着したベスト・プラウド・ファーザー賞の主催・運営・実施
5. 子供たち、そして高齢者に対してのイベントの主催・運営・実施
(児童福祉施設・児童養護施設・高齢者施設などへの訪問・ケア活動)
6. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

（管理）

第4条 運営管理は、事務局が行うものとする。

（会員資格）

第5条 原則として、第3条の主旨を理解し応援していただける方であればどなたでもご入会いただけます。規定の方法で会員の入会申し込みを行い、規定の会費をお支払いいただき、事務局が認定した方を会員とします。ただし以下の場合、ご入会をお断りすることがあります。

- (1) 未成年者で、保護者の同意を得ていない場合。
- (2) 過去になんらかの理由で本会を除名になった方。
- (3) 過去になんらかの理由で本会や会員、その他会員が関係する法人、個人、団体等に損害を与えた、もしくはそれに相当する行為をした方。

(会員)

第6条 本会の会員は、法人及びこれに準ずるもの（以下、「特別会員」「賛助会員」「法人会員」という。）、個人（以下「個人会員」という。）、ベストファーザー受賞者に限るOB会員（以下「受賞者OB会員」という。）で構成します。

2 会員は、第7条に定める入会金及び会費を納入していただくものとする。

3 会員は、任意に退会することができるものとする。

4 本会の執り行う事業において、事務局の厳正なる審査の上で、当会会員様の中から、各事業の実行委員として指名をさせていただくことがあります。指名された会員の方が承諾いただいた場合には、実行委員として御協力いただくこととさせていただきます。

(会費)

第7条 本会の入会金及び会費は、以下の通りとします。

(1) 特別会員・・・現在調整中（平成26年7月1日現在）

(2) 賛助会員・・・入会金100,000円 年会費200,000円

(3) 法人会員・・・入会金50,000円 年会費120,000円／口

(4) 個人会員・・・入会金20,000円 年会費36,000円／口

2 法人会員及び個人会員は、一会計年度（1月から12月）毎に法人1口、個人1口以上の年会費を支払うものとする。

3 また入会金、会費は変更することがあります。その場合は変更をする1ヶ月前には、事務局より書面にて通告するものとする。

(入会方法)

第8条 1. 本会にご連絡頂き、所定の入会申込書により申し込むものとする。

2. お申し込み完了後、ご指定の電子メールアドレスまたは、お電話にて、ご入会確認と事務局指定の口座を通知しますので、第7条に定める入会金及び年会費をご入金下さい。

3. 入金の確認ができたところで申し込みの受付完了となります。その時点で会員資格は有効となります。

※お申し込みから1ヶ月を過ぎても、指定口座にご入金を確認できない場合には、ご入会の意志がないものと判断させていただきます。

(入会特典)

第9条 年1回開催されるベスト・プラウド・ファーザー賞 in 関西 発表・授賞式のご招待券
(賛助会員、法人会員・・・2枚、個人会員・・・1枚)

(2) その他、本会が主催する各種セミナー、イベントへの会員価格でのご優待

※一口に対しての特典とする。

なお入会特典とサービス内容は予告無しに変更することがあります。

これに関しては、事前の通告がなくとも会員は承諾をするものとする。

(有効期限及び手続き内容)

第 10 条 会員資格の有効期限は、入会時より 1 年間とさせていただきます。継続を希望される方は、事務局が指定する継続方法により、資格を継続することができます。有効期限から 1 ヶ月間を過ぎても、指定口座にご入金を確認できない場合は、自動的に会員資格を失効扱いとさせていただきます。なお前記内容は受賞者 O B 会員は対象とするものではない。

(登録事項の変更)

第 11 条 申し込み時の登録事項に変更があった場合は速やかに事務局までメールまたは、FAX でお知らせください。お知らせいただかない場合、活動に関するお知らせ等を通知できない場合がございます。

(禁止事項)

第 12 条 本会では、会員のプライバシーの侵害、会の運営及び、事務局の活動の妨げになることを防ぐためいくつかの禁止事項を設けさせていただきます。

- (1) 事務局に関わる他の企業、事務局所属スタッフ、本会の会員の肖像権、著作権、著作隣接権、その他知的財産権の侵害行為。
- (2) 事務局に関わる他の企業、事務局所属スタッフ、本会の会員に不利益を与える行為。
- (3) 事務局に関わる他の企業、事務局所属スタッフ、本会の会員への誹謗、中傷行為。
- (4) 事務局の運営を妨げる行為。

以上の禁止事項に該当する行為が行われた場合、事務局からの注意勧告、除名、損害賠償等を含めた厳正なる処置を施す場合がございますのでご了承下さい。万一、会員と事務局の間で紛争が生じた場合は、事務局が指定した裁判所を第一審の同意管轄裁判所とします。

(申込の取り消しと途中退会)

第 13 条 お申し込みの取り消しと途中での退会は、事務局が指定する方法によって退会することができます。ただしその場合、すでに入金済みの入会金及び年会費は、いかなる理由があろうとも返金できませんので、あらかじめご了承ください。

(サービスの廃止)

第 14 条 本会の各種サービスは、営業上、技術上等の理由、または災害、国際紛争等の不可抗力により運営が困難であると事務局が判断した場合、廃止の 1 ヶ月前に会員の方に通知することで廃止できるものとさせていただきます。

(反社会勢力に関する規定)

第 15 条 入会希望者または団体が下記のいずれかに該当するとき、当会への入会手続きをすることはできません。

- ・ 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者その他の反社会的勢力であること、または反社会勢力であったこと。
- ・ 役員または実質的に経営を支配する者が反社会勢力であること、または反社会勢力であったこと。

(免責事項)

- 本会のサービスの中断、遅延、運営上の不都合によって会員に損害が生じた場合、事務局は免責されるものとします。
- 事務局は本会における情報等（コンピュータプログラムを含む）について、その正確性、完全性、有用性を保証しないものとし、これらの情報等に起因した損害などに対しても免責されるものとします。
- 事務局は本会における各種サービスの使用により、会員に発生したいかなる損害についても免責されるものとします。
- 会員が本会の情報、サービス利用に関連し、他の会員または第三者に対して損害を及ぼした場合、当該会員は自らの責任と費用において処理解決するものとし、事務局に一切の損害を与えないものとします。

(会員の個人情報)

事務局は、ご入会に際していただいた会員の個人情報（氏名、住所、電話番号、メールアドレス等）を管理し、個人情報は、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- 本会の運営やサービス提供に関する各種情報を、会員に対し電子メール・郵便等の方法を用いて通知するため。
- 会員から請求があり、かつ事務局がその請求が会員本人からのものであることを確認できた場合に開示するため。
- 国内外の公的機関から請求があった場合に、本サービスの会員に関する情報として開示するため。
- その他、事務局が会員から事前に同意を得た範囲内で事務局が利用するため。